低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給対象確認表

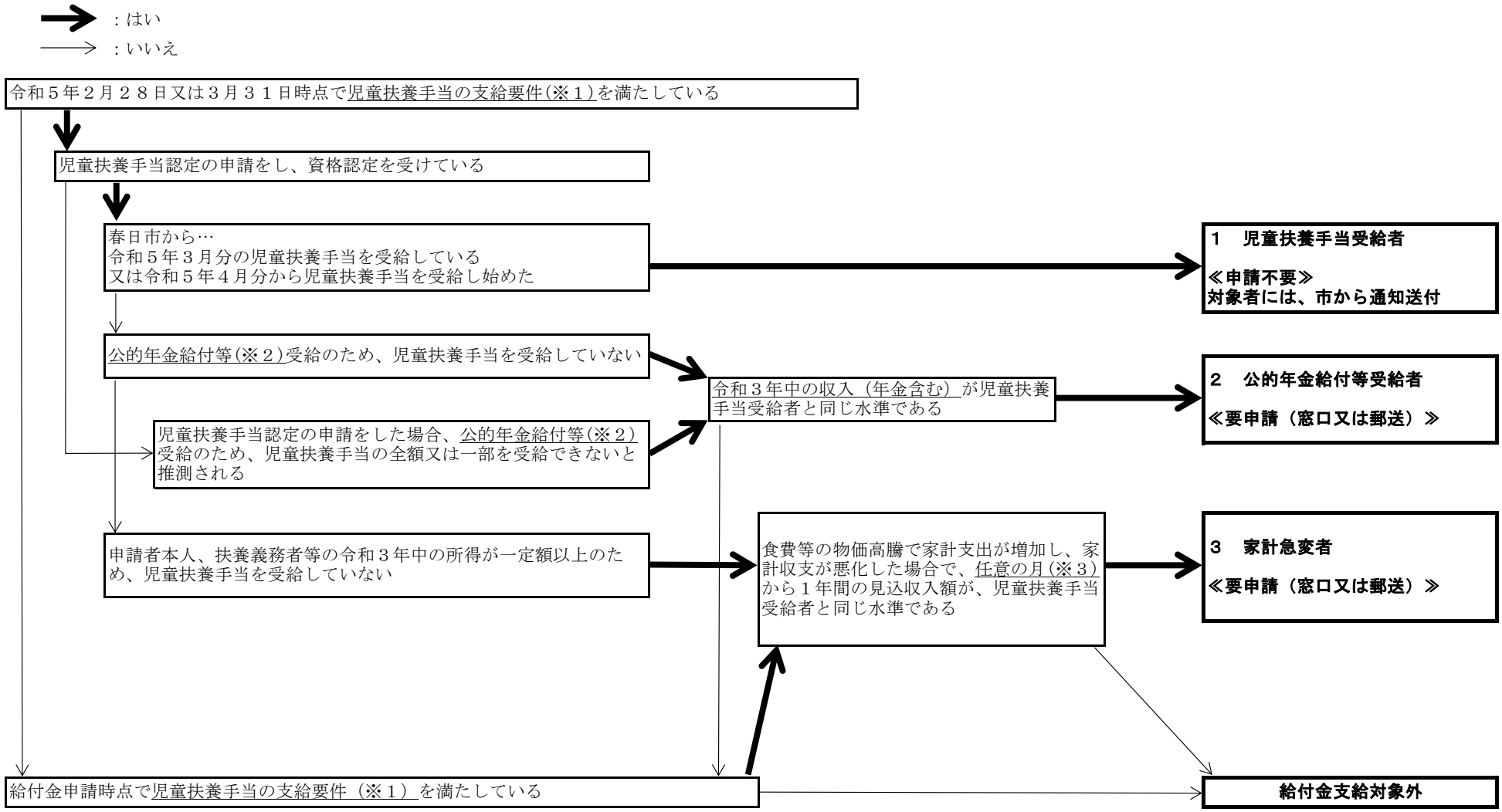

【語句説明】

※１　児童扶養手当の支給要件とは、児童から見た父または母が、①から⑧までのいずれかの状態にあること

①父母が婚姻（法律婚及び事実婚）を解消した　②父または母が死亡した

③父または母に特定の障がいがある　④父または母の生死が不明である

⑤父または母が１年以上遺棄（児童の監護を放棄）している　⑥父または母が配偶者からのＤＶ被害に関する保護命令を受けている

⑦父または母が引き続き１年以上（刑務所等に）拘禁されている　⑧母が未婚で出産した

※２　公的年金給付等とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※３　任意の月は、可能な限り、申請する月に近い月とし、令和５年１月以降で、かつ、児童扶養手当の支給要件を満たした月より後の月とする